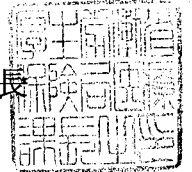


保医発 0305 第 9 号  
平成 22 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長



保険医の使用医薬品（揭示事項等告示第 6 関係）及び保険薬剤師の  
使用医薬品（揭示事項等告示第 14 関係）に係る留意事項について

保険医及び保険薬剤師の使用医薬品については、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号。以下「揭示事項等告示」という。）の第 6 及び第 14 に定められているところであるが、当該告示については、平成 22 年厚生労働省告示第 76 号をもって改正され、平成 22 年 4 月 1 日から適用されることとなった。

今回の改正の概要は、下記のとおりであるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

なお、従前の「保険医の使用医薬品（揭示事項等告示第 6 関係）及び保険薬剤師の使用医薬品（揭示事項等告示第 14 関係）に係る留意事項について」（平成 20 年 3 月 5 日保医発第 0305009 号）は、平成 22 年 3 月 31 日限り廃止する。

記



1 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（平成 22 年厚生労働省告示第 70 号）の別表及び揭示事項等告示の別表第 4 に収載されている医薬品について、保険医が施用し又は処方すること及び保険薬剤師が使用して調剤することができることとしたものであること。

2 医療上の需要がなくなる等の理由により、製造販売業者から今後供給する予定がなく、既に製造販売承認及び許可の廃止の手続がとられた医薬品について、揭示事項等告示の別表第 1、別表第 2、別表第 3 及び別表第 5 に収載し、経過措置品目としたものであること。

なお、経過措置品目とされた医薬品の使用期限は、別表第 1 及び別表第 5 については平成 22 年 6 月 30 日限りとし、別表第 2 については同年 8 月 31 日限りとし、別表第 3 については平成 23 年 3 月 31 日限りとしたものであること。

3 掲示事項等告示の別表第1に記載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	530	330	242	8	1,110

4 掲示事項等告示の別表第2に記載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	19	20	1	0	40

5 掲示事項等告示の別表第3に記載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	137	50	24	0	211

6 掲示事項等告示の別表第4に記載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	4	1	48	53

7 掲示事項等告示の別表第5に記載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	0	0	7	7